

北海道文教大学サークル会館管理使用規程

(平成 23 年 7 月 20 日 程 第 1 号)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、北海道文教大学（以下「本学」という。）のサークル会館の管理及び使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用団体及び目的)

第 2 条 サークル会館は、次の団体の活動、資料・備品の保管及び管理を目的に使用するものとする。

- ①本学の学友会中央執行委員会（以下「学友会」という。）
- ②「北海道文教大学学生の課外活動に関する規程」により部として格付けされた団体で、本学から割り当てを認められた団体
- ③学友会及び本学の許可した団体

(管理運営)

第 3 条 サークル会館の管理運営は、学友会で行うものとする。ただし、部室に関する事務手続き等は学生部が行い、鍵の授受は警備室で行うものとする。

2 サークル会館学友会室及び各部室内の管理については、当該団体代表者が行うものとする。

(使用日時)

第 4 条 第 2 条に掲げる団体（以下、「団体等」という。）がサークル会館を使用できる時間は 21 時までとし、使用できない日は以下に定める。

- ①年末年始休暇
- ②学園が指定した日

2 団体等が前項で定める使用可能時間以外及び使用できない期間にサークル会館の使用を希望するときは、事前に「教室等使用願」を学生部に提出し、承認を得なければならない。

(使用手続き)

第 5 条 サークル会館部室の使用を希望する課外活動団体は、「サークル会館使用願」を使用した年度の 4 月末日までに学生部長に提出し、学生委員会で審議し、その結果を団体に通知するものとする。

(サークル会館会議)

第 6 条 学友会はサークル会館の管理運営を円滑に行うため、サークル会館会議を行うものとし、サークル会館使用団体の各代表者は、これに出席しなければならない。

(使用方法)

第 7 条 サークル会館学友会室及び部室の使用方法については、第 8 条遵守事項のとおり取り扱う。

(遵守事項)

第 8 条 施設の使用に当っては次の事項を遵守しなければならない。

- ①使用時間を厳守すること
- ②火気の取り扱いには特に注意し、危険物を持ち込まないこと

- ③使用後の火気、戸締及び消灯等の点検並びに清掃及び備品の整理を行なうこと
- ④盗難に十分注意し、備品の管理は団体等の責任で行うこと
- ⑤掲示その他これに類似するものは、所定の場所を利用すること
- ⑥サークル会館の施設、設備及び備品を移動、改造又は貸与しないこと
- ⑦サークル会館内での宿泊、飲酒、喫煙は禁止とする
- ⑧サークル会館で使用されるカギは、複製及び学外への持ち出しをしないこと
- ⑨電気、水道等の使用に当たっては、節約に努めること
- ⑩サークル会館の施設、設備等に異常があったときは、速やかに学生部に連絡すること
- ⑪その他学友会及び本学の指示に従うこと

(使用許可の一時停止)

第9条 次の事項に該当した場合は、使用許可を一時停止する。

- ①第8条遵守事項に違反した場合
- ②本学の行事等の為に施設を使用する必要性が生じた場合

(使用許可の取り消し)

第10条 次の事項に該当した場合は、使用許可を取り消すものとする。

- ①使用許可された課外活動団体の格付けが降格した場合
- ②特に悪質と判断される違反を犯した場合
- ③故意による施設、備品の滅失、損傷、汚損が判明した場合

(損害賠償)

第11条 故意又は重大な過失により施設、備品を滅失、損傷、又は汚損した場合、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、本学学生委員会の議を経て、教授会が行う。

附則

この規程は、平成23年6月17日から施行する

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する